

くろびごは「ガス遠隔しゃ断サービス」、「ガスもれ通報サービス」、「火災通報サービス(熱式)」、「不完全燃焼通報サービス」から構成される基本サービスと、お客さまのご希望により任意に追加していただける「火災通報サービス(煙式)」、「救急通報サービス(安心かけつけコール)」、「ガス自動通報サービス」の各サービス(オプションサービス)により構成されるサービスです。

「ガスもれ通報サービス」は、台所におけるガスもれの早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。ガスもれの発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出したりするサービスではありません。

「火災通報サービス(熱式)」、「火災通報サービス(煙式)」は、火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。

「不完全燃焼通報サービス」は、台所における不完全燃焼の発生(一酸化炭素の発生)の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。不完全燃焼の発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出するサービスではありません。

「救急通報サービス(安心かけつけコール)」は、火災等や身体に関する非常事態発生の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。防犯や介護を目的としたサービスではありません。

(目的)

第1条 このご利用規程は、大阪ガス株式会社(以下「大阪ガス」といいます。)がお客さまに対して、「くろびご」サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供する契約(以下「本契約」といいます。)の内容について定めるものです。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスは以下の各サービスから構成されます。各サービスの詳細については、後記「本サービスを構成する各サービスの概要について」の記載内容をご覧ください。

(1) 基本サービス(以下のサービスがセットになっています。)

- 「ガス遠隔しゃ断サービス」
- 「ガスもれ通報サービス」
- 「火災通報サービス(熱式)」
- 「不完全燃焼通報サービス」

(2) お客さまのご希望により任意に追加していただけるサービス(オプションサービス)

- 「ガス自動通報サービス」
- 「火災通報サービス(煙式)」
- 「救急通報サービス(安心かけつけコール)」

2. お客さまは、オプションサービスのみをご契約いただくことはできません。

(契約期間)

第3条 本契約は、お客さまに必要事項をご記入いただいた「くろびご利用申込書」(以下「ご利用申込書」といいます。)を大阪ガスが受領し、大阪ガスがお客さまのお申込を承諾した日から、効力が生じます。

2. 本契約の期間は、前項による大阪ガスの承諾日から開始し、次条に規定する本サービスのご利用開始日から5年後までとします。
3. 契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は、同一条件でもってさらに5年間更新するものとし、以降も同様といたします。

(本サービスの開始)

第4条 本サービスのご利用開始日(以下「サービス開始日」といいます。)は、お客さまからのご利用申込書の受領、大阪ガスの承諾、第6条に定める機器等の取付作業、大阪ガスの登録手続き、および通信テストが全て終了してからとなり、取付作業完了から概ね一週間後です。

2. 大阪ガスはお客さまに対し、サービス開始日を、サービス開始日以後速やかに郵便物等でお知らせいたします。

(必要な機器等)

第5条 本サービスをご利用いただくために必要な機器は以下のものです。

- (1) 基本サービスをご利用いただくために必要な機器
 - ・通信機能付きマイコンメーター
 - ・電話網制御装置およびメーター無線装置(以下「通信装置」といいます。)
 - ・無線送信機
 - ・火災警報機能付きガス警報器「びこびこ」(以下「火災・ガス警報器」といいます。)
- (2) 「火災通報サービス(煙式)」をご利用いただくために必要な機器
 - ・無線送信機
 - ・移報接点付火災警報器「けむびこ」(以下「火災警報器」といいます。)
- (3) 「救急通報サービス(安心かけつけコール)」をご利用いただくために必要な機器
 - ・安心かけつけボタン

2. 無線送信機、火災・ガス警報器、火災警報器、安心かけつけボタンを総称して、以下「大阪ガス通信機器」といいます。

3. 本契約の締結前より、お客さまが本サービスの提供対象建物において、購入または大阪ガスからのリース契約により、火災・ガス警報器または火災警報器をご使用されている場合は、お客さまはこれらの機器を本サービスのための機器としてご利用していただける場合があります。

(通信装置の設置および配線工事)

第6条 大阪ガスは、本サービスを提供するにあたり、通信機能付きマイコンメーターおよび大阪ガス通信機器と監視センターとの通信を可能とするため、お客さまの電話回線に通信装置を接続して使用いたします。お客さまは、大阪ガスがお客さまの電話回線に通信装置を接続する工事を行い、電話回線を本サービスのために使用することについて、異議なくご承諾いただきます。

2. お客さまが電話回線の種別・契約等を変更される場合は、本サービスをご提供できなくなる場合がありますので、お客さまはその変更に関し、大阪ガスまでお知らせいただくこととします。

(大阪ガス通信機器および通信装置の所有区分等)

第7条 大阪ガス通信機器および通信装置は、お客さまが購入された火災・ガス警報器および火災警報器を除き、大阪ガスの所有といたします。火災・ガス警報器および火災警報器を、大阪ガスとのリース契約によりご利用されている場合の当該機器の所有権については、当該機器のリース契約の定めによるものとします。通信機能付きマイコンメーターは、大阪ガスの「一般ガス供給約款」の規定にしたがい、大阪ガスの所有といたします。

2. お客さまは、大阪ガス通信機器および通信装置を、大阪ガスの事前の承諾を得ることなく、取外し、位置替え、第三者への譲渡または転貸等を行なうことができません。ただし、安心かけつけボタンの位置替えについてはこの限りではありません。
3. お客さまは、大阪ガス通信機器等が発する異常信号および定時発報等の信号の送信に要する一切の電話料金を負担するものとします。ただし、通信機能付きマイコンメーターが発する異常信号の送信に要する電話料金は、大阪ガスが負担いたします。

(通信装置等の維持管理)

第8条 お客さまには、1ヶ月に1回の頻度で定期的に、別途定める要領に従い火災・ガス警報器、火災警報器、安心かけつけボタンからの信号送信テスト(これらの内容を総称して、以下「大阪ガス通信機器定期点検」といいます。)を行なっていただきます。なお、大阪ガス通信機器定期点検に要する電話料金は、お客さまにご負担いただきます。

2. お客さまが、大阪ガス通信機器定期点検等により大阪ガス通信機器等の異常または故障を発見した場合には、ただちに大阪ガスに連絡していただきます。
3. 大阪ガスは、前項の連絡を受けたときは、速やかに異常または故障の発生している大阪ガス通信機器および通信装置の点検を行ない、正常に作動するように修理いたします。当該大阪ガス通信機器および通信装置が大阪ガスにより修理または原状復旧されるまでの間、当該大阪ガス通信機器および通信装置を用いて行なうサービスの提供は停止されます。なお、この間においても次条に規定するサービス料金等については、何ら変更はないものとします。
4. お客さまの責めに帰すべき事由により、大阪ガス通信機器および通信装置が毀損または滅失した場合には、その修復等に要する費用はお客さまにご負担いただきます。お客さまの都合による大阪ガス通信機器および通信装置等の位置替え等についてもお客さまに費用を負担いただくこととし、この場合は、事前に大阪ガスに連絡していただきます。
5. お客さまの責めに帰すべき事由により、大阪ガス通信機器が誤作動し、係員が出勤した場合は、出勤に要する費用はお客さまにご負担いただきます。

(サービス料金および支払方法)

第9条 お客さまには、大阪ガスに対してご利用申込書表面に記載のサービス料金(消費税等相当額を含む)をお支払いいただきます。

2. 料金の算定は暦月を単位といたします。お客さまには、サービス開始日の属する月の翌月からサービス料金をお支払いいただきます。
3. サービス料金には、次の費用は含まれませんので、これらの費用はお客さまに別途ご負担いただきます。
 - ①火災・ガス警報器の購入代金またはリース料金
 - ②火災警報器の購入代金またはリース料金
 - ③安心かけつけボタンの電池交換に関する費用

(サービス料金の請求時期等)

第10条 大阪ガスはお客さまに対して、毎月のサービス料金を、その当該月に大阪ガスに対して支払われるべきガス料金と合算して請求させていただきます。

2. 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合は、大阪ガスはお客さまに対して、税率変更が施行された日の属する月のサービス料金から、新税率により算定し請求させていただきます。

(解約)

第11条 本契約の解約については、第2項から第4項の規定によるものとします。なお、お客さままたは大阪ガスから相手方に対して本契約解約の意思表示が到達した日を「解約通知日」といい、本契約が解約となる日を「解約日」といいます。

2. お客さまは、理由のいかんにかかわらず本契約を解約することができます。この場合、原則として解約通知日の属する月の末日を解約日としますが、お客さまのご希望により、解約通知日から解約通知日の属する月の末日までの任意の日を、解約日とすることができるものとします。お客さまには当該月分のサービス料金をお支払いいただくものとし、日割り計算によるサービス料金の精算はいたしません。
3. 大阪ガスは、理由のいかんにかかわらず、1ヵ月前までにお客さまに本契約の解約を通知することにより、本契約を解約することができます。この場合大阪ガスは、解約日の属する月のサービス料金は請求しないものとします。
4. 前項にかかわらず、大阪ガスは、お客さまが次の事由に該当するときには、催告を要することなく本契約を解約することができます。この場合は、解約通知日をもって解約日としますが、お客さまには当該月分のサービス料金をお支払いいただくものとし、日割り計算によるサービス料金の精算はいたしません。
 - ①お客さまの責めに帰すべき事由により大阪ガス通信機器または通信装置を滅失、毀損もしくは紛失したとき
 - ②第7条第2項に違反されたとき
 - ③第10条第1項規程により請求した料金のお支払期日後20日以内にお支払がないとき
 - ④お客さまが本サービスのためにご利用されている火災・ガス警報器または火災警報器の有効期限が満了し、2ヶ月を経過してもなお更新されない場合
 - ⑤大阪ガス通信機器の修理または現状復旧が必要な場合において、大阪ガスからお客さまに対し、修理等の連絡を電話・訪問等の手段によって行ったにもかかわらず、1ヶ月以内に連絡がつかず、サービスの提供が停止されたままの状態にあるとき
 - ⑥通信装置を接続した電話回線にお客さまが何らかの変更を加えられること(例.光電話の設置等)により、本サービスの提供が困難となるときたり何らかの支障となる可能性のあるとき
 - ⑦安心かけつけボタンの悪戯目的での使用、緊急事態発生時以外での使用等、救急通報サービスの目的に反した使用が繰り返された場合であって、大阪ガスからお客さまに対し改善を申し入れたにもかかわらず、状況が改善されないとき
5. お客さまと大阪ガスとの間で締結されているガス使用契約が解約された場合、本契約はガス使用契約の解約日をもって

自動的に解約されるものとします。この場合、お客さまには解約日の属する月のサービス料金をお支払いいただくものとし、日割り計算によるサービス料金の精算はいたしません。

(ご利用申込書記載内容の変更)

第12条 お客さまは、ご利用申込書に記載いただいた内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪ガスにその変更内容をご連絡いただきます。

2. 前項の連絡がないことにより本サービスの提供に支障が生じても、大阪ガスはその責めを負いません。

(サービス内容の変更)

第13条 本サービスをご契約されているお客さまが、大阪ガス通信機器の追加・撤去によりサービス内容を変更される場合には、変更後のサービス内容に基づき改めて契約をご締結いただきます。

(通信装置等の撤去)

第14条 契約期間の満了により本契約が終了した場合および第11条の規定により本契約が解約の場合には、大阪ガスは、通信装置および大阪ガス通信機器(ガス警報器および火災警報器を除く)を撤去いたします。この場合、お客さまには撤去作業にご協力いただくものとします。

(契約内容の改定について)

第15条 大阪ガスは、経済情勢の変動またはその他の事由によりサービス料金を維持しがたい場合は、改定日の1ヶ月前までにお客さまに通知したうえで、サービス料金を改定いたします。ただし、法令の改正による消費税率等の変更によるサービス料金改定の場合およびサービス料金の値下げ改定の場合は、次項に規定する手続きによりお知らせすることとします。

2. 大阪ガスは、本サービスのご利用規程を変更させていただくことがあります。なお、変更後のご利用規程につきましては、弊社ホームページ(<http://www.osakagas.co.jp>)等にてお知らせいたします。

(損害賠償)

第16条 大阪ガスは、本サービスの提供にあたって、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、その賠償の責めを負うものとします。

2. 本サービスは、災害等の早期発見および早期対応による災害の拡大防止を目的とするサービスであり、災害等発生防止を保証するサービスではありません。したがって、大阪ガスは、お客さま宅でガスもれ・火災・身体に関する非常事態等が発生したことによりお客さまが被られた損害について、本契約に基づいて賠償する責めを負いません。これらの災害(損害)に対する備えとして、お客さまご自身で火災保険等にご加入ください。

(大阪ガスが賠償する責めを負わない損害の例)

- ①天災・地変・通信回線障害や停電等、不可抗力による損害
- ②当社の所有する通信装置および大阪ガス通信機器の瑕疵および本サービスの運用における瑕疵との因果関係が認められない損害(例.通常のサービス運用上阻止できない災害拡大により生じた損害等)
- ③本サービス対象の不動産自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵またはお客さまの故意や過失により生じた損害
- ④火災発生等にもなう消防隊、警察隊等による入口扉・窓等破壊等の損害
- ⑤地震・火災などの災害により、またはこれらの災害に起因して被った損害
- ⑥窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害
- ⑦大阪ガス通信機器の検知エリア以外から生じた損害
- ⑧大阪ガス通信機器の目的外利用から生じた損害
- ⑨本サービス対象に設置されたセンサー等をお客さままたはお客さまに係わる関係者が大阪ガスの承認を得ずに移設、変更、撤去、再設置、分解および加工等を行なったことに起因して発生した損害
- ⑩申込内容に変更が生じ、大阪ガスへのご連絡がなく、その変更内容に起因する損害

上記は、大阪ガスが賠償の責を負わない損害を例示したものであり、上記以外の損害であっても、大阪ガスの責めに帰さない事由により生じた損害については、大阪ガスは損害賠償の責めを負いません。

(電話検針)

第17条 「電話検針」は、電話回線を通じてガスメーターの計量値を自動的に読み取り、検針するものです。

2. 大阪ガスは、本サービスをご契約のお客さま宅においては、原則として電話検針を適用させていただきます。ただし、回線の不具合等の事由により電話検針ができない場合もしくは大阪ガスが必要と判断した場合は、検針員が検針にお伺いします。

3. 大阪ガスは電話検針のため、お客さまの加入電話回線を月1回程度使用させていただきます。なお、電話検針にかかる通話料については、大阪ガスが負担いたします。

(協議事項)

第18条 お客さまと大阪ガスは、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

(お客さま情報の取扱い)

第19条 ご利用申込書にご記入いただいた個人情報の利用目的については、別にお渡しする「お客さま情報の利用目的」をご参照下さい。

(業務委託等)

第20条 大阪ガスは、本サービス業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託することがあります(「火災通報サービス(熱式)」「火災通報サービス(煙式)」「救急通報サービス(安心かけつけコール)」の監視・出動業務については、大阪ガスセキュリティサービス株式会社(以下「OSS」といいます。)に委託いたします。また、「販売」、「施工」、「メンテナンス」の業務については、あるるコール特約店に委託いたします。その際、当社から業務委託先に対し、必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。この場合、当社は、業務委託先との間でお客さま情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

(ステーション24倶楽部への入会)

第21条 お客さまは、大阪ガスの「ステーション24倶楽部」に入会する資格を有します。「ステーション24倶楽部」の詳細につきましては、別にお渡しするパンフレット類および「ステーション24倶楽部 会則」をご参照ください。

本サービスを構成する各サービスの概要について

【ガス遠隔しゃ断サービス】

「ガス遠隔しゃ断サービス」は、お客さま宅にマイコンメーターと通信装置を設置し、これらの装置をお客さま加入の電話回線であるコール監視センターと結ぶことにより、以下のサービスを行います。

＜お客さま依頼に基づく、マイコンメーターの遠隔しゃ断＞

お客さまが、外出先でガスの消し忘れが気になった場合などに、るるるコール監視センターにお電話していただくと、るるるコール監視センターからマイコンメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断いたします。

- (1) 遠隔しゃ断はマイコンメーターを操作してガスを止めるものです。お客さまが指定される個別のガス器具へのガス供給を止めることはできません。
- (2) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。
- (3) 遠隔しゃ断等の通信を実施した場合、お客さま宅の電話器の呼び出し音が鳴ります。

【ガスもれ通報サービス】

ガス警報器が、ガスもれの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、るるるコール監視センターに異常信号を自動通報します。

るるるコール監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、火災・ガス警報器の吹鳴状況を確認すると共に、ガス臭気の有無をお客さまに確認いたします。

- (1) 「ガスもれ通報サービス」は、台所におけるガスもれの早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。ガスもれの発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出したりするサービスではありません。
 - 1) ガスもれ警報時、ガス臭気があるとき、ガスもれ警報が継続して吹鳴しているとき
るるるコール監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。また、るるるコール監視センターからマイコンメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備点検を行います。
 - 2) お客さまがご不在のとき
るるるコール監視センターからマイコンメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、可能な範囲でガス設備を点検いたします。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある連絡先へ連絡します。
- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、火災・ガス警報器からの警報信号の受信およびるるるコール監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればマイコンメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

【不完全燃焼通報サービス】

火災・ガス警報器が、不完全燃焼排気ガスの発生を検知した場合、警報ランプおよび音声でお知らせするとともに、るるるコール監視センターに異常信号を自動通報します。

るるるコール監視センターは、直ちにお客さまに電話で連絡をとり、火災・ガス警報器の吹鳴状況を確認すると共に、ガス機器の使用状況をお客さまに確認いたします。

- (1) 「不完全燃焼通報サービス」は、台所における不完全燃焼の発生（一酸化炭素の発生）の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。不完全燃焼の発生を未然に防止したり、発生したガスを拡散・排出するサービスではありません。
 - 1) 不完全燃焼排気ガス警報のとき
るるるコール監視センターからお客さまに緊急処置を依頼します。
 - ① 使用中のガス機器がない場合、あるいは使用中のガス機器を使用中止し緊急処置（窓の開放）をとっていただいた後も、なおガス警報器の吹鳴が継続している場合は、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備等を点検いたします。
 - ② 使用中のガス機器を使用中止し、窓を開放していただくことにより、ガス警報器の吹鳴が停止した場合は、当該ガス機器の使用を禁止させていただきます。また、大阪ガスの係員が出勤し、ガス設備等を点検いたします。
 - 2) お客さまがご不在のとき
るるるコール監視センターからマイコンメーターを遠隔操作しガスをしゃ断した後、大阪ガスの係員が出勤し、可能な範囲でガス設備を点検いたします。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある連絡先へ連絡します。
- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、ガス警報器からの警報信号の受信およびるるるコール監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればマイコンメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。

【火災通報サービス(熱式)】

ガス警報器の熱センサーが、異常な熱を検知した場合、警報ランプおよび警報音でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。

監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、火災・ガス警報器の吹鳴状況や火災の状況を確認いたします。

大阪ガスはこのサービスの業務（異常信号の監視、お客さまへの電話連絡、出勤等）を、OSSに委託いたします。

- (1) 「火災通報サービス(熱式)」は、火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。
 - 1) 火災が発生していることが確認された場合
監視センターからマイコンメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。お客さまより消防機関へ通報いただくとともに、OSSの係員が出勤し、点検を行います。
 - 2) お客さまがご不在の場合
監視センターからマイコンメーターを遠隔操作し、ガスをしゃ断します。その後、OSSの係員が出勤し、家屋外観からの点検を行

います。点検の結果、異常を確認した場合は消防機関等へ連絡します。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある連絡先へ連絡いたします。

- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、火災・ガス警報器熱センサーの警報信号の受信および監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔シャ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればマイコンメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。その場合に敷地内に入らせていただくことがあります。
- (4) 本サービスでは、お客さま宅の「鍵」はお預かりいたしません。
- (5) OSSの係員が、警備対象施設へ出勤し点検を行ったときは、点検結果を記載した出勤報告書をお客さま宅へ投函します。
- (6) OSSは、上記の業務を第三者に再委託することがあります。

【火災通報サービス(煙式)】(オプション契約)

火災警報器の煙センサーが、煙を検知した場合、警報ランプ、警報音でお知らせするとともに、監視センターに異常信号を自動通報します。

監視センターは直ちにお客さまに電話で連絡をとり、火災警報器の吹鳴状況、火災の状況を確認いたします。

大阪ガスはこのサービスの業務(異常信号の監視、お客さまへの電話連絡、出勤等)を、OSSに委託いたします。

- (1) 「火災通報サービス(煙式)」は、火災の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行ったりするサービスではありません。
 - 1) 火災が発生していることが確認された場合
監視センターからマイコンメーターを遠隔操作し、ガスをシャ断します。お客さまより消防機関へ通報いただくとともに、OSSの係員が出勤し、点検を行ないます。
 - 2) お客さまがご不在の場合
監視センターからマイコンメーターを遠隔操作し、ガスをシャ断します。その後、OSSの係員が出勤し、家屋外観からの点検を行います。点検の結果、異常を確認した場合は消防機関等へ連絡します。また、あらかじめお客さまよりお伺いしてある連絡先へ連絡いたします。
- (2) お客さまが電話回線をご使用中の場合は、火災警報器の警報信号の受信および監視センターからお客さまへの電話連絡はできません。
- (3) 何らかの理由で遠隔シャ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればマイコンメーターの元栓を閉止し、ガスを止める処置をとらせていただきます。
- (4) 本サービスでは、お客さま宅の「鍵」はお預かりいたしません。
- (5) OSSの係員が、警備対象施設へ出勤し点検を行ったときは、点検結果を記載した出勤報告書をお客さま宅へ投函します。
- (6) OSSは、上記の業務を第三者に再委託することがあります。

【ガス自動通報サービス】(オプション契約)

「ガス自動通報サービスは」、お客さま宅にマイコンメーターと通信装置を設置し、これらの装置をお客さま加入の電話回線であるるるコール監視センターと結ぶことにより、以下のサービスを行ないます。

<一定時間ガス連続使用時におけるマイコンメーターの連続使用確認信号の自動通報>

- (1) ガスの消費量区分毎にあらかじめ設定された時間以上、お客さまが連続してガスを使用した場合に、マイコンメーターは、連続使用確認信号をるるるコール監視センターに自動通報します。
通常、①調理器具の場合、夏期で150分、冬期で360分、②一般的な風呂釜の場合、夏期で60分、冬期で80分に設定されています。※冬期から夏期への変更は4～5月、夏期から冬期への変更は10～11月に順次行います。
- (2) 通報を受けた場合、るるるコール監視センターはただちにお客さまに電話で連絡をとり、ガスの使用状況の確認を行ないます。
- (3) ガス自動通報サービスには、調理器具のこげつきや立ち消えを防止する機能はありません。また、お風呂の沸かしすぎを防止する機能はありません。
- (4) お客さまのガス機器の所有状況及び使用状況等により、設定時間を変更する場合があります。

<マイコンメーターの安全機能作動時のシャ断信号の自動通報>

- (1) マイコンメーターは安全機能が作動した場合ガスをシャ断し、警報ランプを点滅させます。この場合、マイコンメーターは、シャ断信号をるるるコール監視センターに自動通報します。
- (2) るるるコール監視センターはお客さまに電話で連絡をとり、シャ断の理由(原因)、ガスの使用状況に応じた対応方法、復帰の方法等を説明します。お客さまがご不在の場合は、あらかじめお客さまよりお伺いしてある連絡先へ連絡いたします。
- (3) マイコンメーターの安全機能の作動によりガスのシャ断が行なわれる条件は次のとおりです。
 - ①メーターの大きさ(能力数)で決められた以上の大量のガスが流れた場合(ガス器具を一度にたくさん使用した場合、ガス器具を大型のものに取り替えた場合、ゴムホースを誤って外した場合、工事などでガス管を破損した場合等)
 - ②流量に変化がない状態でガスを長時間連続して使用している場合
 - ③ガスメーター上流側でガスの供給圧力が約0.3kPa以下に低下した場合
 - ④震度約5以上の揺れを感知した場合

ただし、地震の場合は電話会社による電話回線の制限や、通報の集中があるため、るるるコール監視センターへの自動通報、るるるコール監視センターからお客さまへの電話連絡が行われない場合があります。

<マイコンメーターの微量ガスもれ警報信号の自動通報>

- (1) 微量のガスが30日間連続して流れている場合、マイコンメーターの安全機能が作動し、警報ランプを点滅させます。この場合、マイコンメーターは、警報信号をるるるコール監視センターに自動通報します。
- (2) るるるコール監視センターはお客さまに連絡をとり、ガスの使用状況を確認し、状況に応じた対応方法を説明します。ガスの微量もれが疑われる場合には、大阪ガスの係員が出勤いたします。
- (3) 湯沸器などの種火やガスヒューポン(GHP)等を30日以上続けてお使いになっていると、ガスの微量もれと同じ判定がなされ、警報信号が自動通報されます。この場合は、お客さまのご都合のよいときにガスを1時間以上止めていただきます。

【救急通報サービス(安心かけつけコール)】(オプション契約)

火災や身体に関する非常事態発生時、お客さまが安心かけつけボタンのボタンを押下された場合、警報信号が電話回線を通じて監視センターへ送信されます。警報信号を受信した監視センターではお客さまへ電話による安全確認の連絡を行い、本電話連絡にて安全が確認できない場合にはOSSの係員が出動します。また、状況に応じてお客さま指定の緊急連絡先、消防所等の関係機関への連絡を行います。

- (1) 「救急通報サービス(安心かけつけコール)」は、火災等や身体に関する非常事態発生の早期発見と早期対応による災害拡大防止を目的としております。防犯や介護を目的としたサービスではありません。
- (2) 安心かけつけボタンのご使用は火災等や身体に関する非常事態発生時に限定させていただきます。
介護を要する方や心臓病等をお持ちの方にはご利用いただけません。また、防犯用途にはご利用いただけません。
- (3) 安心かけつけボタンのボタンは、2秒以上押し続けて下さい。押下が2秒以下の場合、異常信号が監視センターに送信されません。
- (4) この安心かけつけボタンは、お客さま宅の建物外や水中ではご利用できません。
- (5) 本サービスでは、お客さま宅の「鍵」はお預かりいたしません。
- (6) OSS係員がお客さま宅の状況を確認する際に、敷地内に入らせていただくことがあります。
- (7) 救急通報発生時に専門的介護機関、医療機関等との連携対応をはかることを予定したサービスではありません。
- (8) OSSは、このサービスに関する業務を第三者に再委託することがあります。

クーリング・オフのお知らせ

- ① お客さまが、特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売でお申し込み（またはご契約）された場合、お客さまは、契約日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力はお客さまが書面を発信したときに生じます。
- ② 上記①に記載した事項にかかわらず、当社がお客さまに対し、お申し込みの撤回または契約の解除に関する事項につき、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによってお客さまがお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、お客さまは、当社よりクーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について当社からの説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力はお客さまが書面を発信したときに生じます。
- ③ 上記①または②により、お客さまがお申し込みの撤回または契約の解除をした場合、お客さまには、損害賠償または違約金の負担はなく、商品の引渡し既になされている場合においても、当社負担にてお引渡し済みの商品を引き取らせていただき、代金その他の金銭の支払を請求いたしません。代金がお支払済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
- ④ 上記①または②により、お客さまがお申し込みの撤回または契約の解除をした場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社は、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。
- ⑤ クーリング・オフの書面は、下記の連絡先宛にお送りください。

連絡先 〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3丁目6番35号
大阪ガス株式会社 るるるコールカスタマーセンター
☎0120-067-024

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">5320024</div> <p style="text-align: center;">大阪ガス株式会社 るるるコール カスタマーセンター宛</p>	<p style="text-align: right;">申込日 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">・住所 ・氏名 ・電話番号</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: left;">右記日付の申込みは撤回し、 契約は解除します。</p>
---	---

お客さま情報の利用目的について

当社は、くるびこの契約および警報機リース契約に関して取得いたしましたお客さまの個人情報は、以下の目的に利用させていただきます。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の修理・取替・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報機等の機器および住宅設備の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦その他上記①から⑥に付随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社(サービスショップ、工事会社等)等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合は、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。